

医療機関における携帯電話等の使用に関する新指針

Q：医療機関では、携帯電話の使用は原則禁止されていましたが、このたびどのような新指針が出たのでしょうか。

A：総務省や通信会社などで行う協議会は2014年8月19日にこれまで原則禁止としていた病院や診療所での携帯電話の使用制限を緩和する新たな指針を公表しました。利用者向けにエリアごとの携帯電話端末使用ルールを制定する際の考え方などもありますので、携帯などを使用する場合はあらかじめ確認することが大切です。

総務省や通信会社などで行う協議会は2014年8月19日にこれまで原則禁止としていた病院や診療所での携帯電話の使用制限を緩和する新たな指針を公表しました。これにより待合室や個室の病室では通話も認められるようになりました。ただし、この指針に強制力はなく、実際のルールは各医療機関が決めることになりました。

医療機関における携帯電話等の使用については、これまで、医療機器の電磁的耐性に関する薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく規制や平成9年に不要電波問題対策協議会(現・電波環境協議会)から公表された指針及びマナーの問題等を総合的に勘案して、各医療機関において独自にルールが定められてきました。

指針の見直しは17年ぶりです。今回の指針の背景には、第2世代携帯電話サービスの廃止による携帯電話の電波出力の低下や、医療機器の電磁的耐性に関する性能向上などの状況変化を踏まえています。スマートフォンなど携帯電話が生活に不可欠になっていることも背景にあります。指針案の検討時に行った実験での影響発生時の最大距離は18cmで、指針では安全のために1m程度を離隔距離の目安として提示しています。

新しい指針において、医療機関において利用者向けにエリアごとの携帯電話端末使用ルールを制定する際の考え方などが示されています(表1参照)。

○術室、検査室や集中治療室(ICU)では「医療機器に影響が発生した場合のリスクが非常に大きいものが多くある」と原則禁止とし、電源を必ず切ることを求めています。

○診察室では、診察の妨げになるので携帯電話の使用は控えるとする一方で、医療機器から一定の距離を離れた場合、電源を切る必要はないとして、メール受信は可能となっています。

○待合室や個室の病室、食堂などではマナーに配慮しつつ、通話、メール、ネットの閲覧とも認められるとしました。また、多人数の病室では、通話を制限するといった配慮が望ましいとしました。

携帯電話の使用をめぐるのは、総務省が2013年1月に心臓ペースメーカーなどの距離制限を緩和する指針を公表しました。そのほかに国土交通省も2014年9月1日から航空機内での携帯電話など電波を発する電子機器の使用制限を一部緩和しました。

【 植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針 】

総務省では、各種の電波利用機器から発射される電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響について調査を実施し、各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針として取りまとめ、2013年1月に「携帯電話の電波が心臓ペースメーカーに与える影響」について、調査結果の発表および指針の改訂を発表しました。

従来は「LTE 端末を含む現行の携帯電話の電波は心臓ペースメーカー機器に影響しない」ところまでが指針に盛り込まれていましたが、「携帯電話と無線 LAN (Wi-Fi) を同時に使用した場合の影響」についても調査が実施され、これについても「影響なし」との結論に至りました。

電波出力が強力だった旧世代の 2G 携帯電話に合わせた指針が、3G 向けに刷新された(2013 年)ことから、これによって携帯電話とペースメーカーの離隔距離は従来の 22cm から 15cm に改められました。普及が進んできた LTE 端末についても、2013 年末には総務省で影響測定を実施し、その結果「LTE 端末による植込み型医療機器への影響はない」と発表されました。これまでの経緯を踏まえて、今回は携帯電話(W-CDMA 方式)と Wi-Fi(IEEE802.11n 無線 LAN)の電波が同時に発射された際の心臓ペースメーカーへの影響測定が実施されました。現行の各社スマホ端末は Wi-Fi 内蔵されたものがスタンダードとなっているので、時流に即した内容と言えます。

表 1 【参考事例：エリアごとの携帯電話端末使用ルール設定】

場所	通話等	メール・Web 等	エリアごとの留意事項
(1) 食堂・待合室・廊下・エレベーターホール等	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・医用電気機器からは設定された離隔距離以上離すこと ・使用が制限されるエリアに隣接する場合は、必要に応じ、使用が制限される ・歩きながらの使用は危険であり、控えること
(2) 病室等	△※12	○	<ul style="list-style-type: none"> ・医用電気機器からは設定された離隔距離以上離すこと ・多人数病室では、通話等を制限するなどのマナーの観点からの配慮が必要
(3) 診察室	×	△ (電源を切る必要はない)	<ul style="list-style-type: none"> ・電源を切る必要はない(ただし、医用電気機器からは設定された離隔距離以上離すこと) ・診察の妨げ、他の患者の迷惑にならないよう、使用を控えるなどの配慮が必要
(4) 手術室、集中治療室(ICU等)、検査室、治療室等	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・使用しないだけでなく、電源を切る(または電波を発射しないモードとする)こと
(5) 携帯電話使用コーナー等	○	○	

※12…マナーの観点から配慮すべき事項は、一律に決められるべきものではないため、上記はあくまでも参考事例として、具体的には各医療機関で判断されることが重要である。

参考資料1)より

【 航空機内における携帯電話等の使用について－2014年9月1日より規制を緩和－ 】

航空機の運航の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある電子機器については、航空法施行規則第164条の15第4号に基づく「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」により、作動を禁止する電子機器の種類と作動禁止時間帯を規定されていました。

旅客の利便性向上の観点からこれらについても見直され、地上停止中の携帯電話等の使用については航空機の運航の安全に支障はないと確認できたことから、これらの電子機器の利用を常時使用可能としました。ただし、電波に対する航空機の耐性がそれぞれ異なるため、各航空会社の判断により時間帯の制限区分が異なる場合があるとしています。

【 参考資料 】

- 1) 電波環境協議会ホームページ
<http://www.emcc-info.net/>
- 2) 総務省「電波利用ホームページ」
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/medical/chis/>
- 3) 国土交通省「航空機内における電子機器の使用制限を緩和します」
http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku09_hh_000055.html